

# 耐震改修等補助金に係る手続きの流れ(耐震診断)

## 1 事前連絡

補助事業の利用を希望される方は、事前に防災安全課へ連絡してください。



## 2 診断希望

申請可能であった場合、耐震診断の見積書の作成を診断業者等に依頼してください。



## 3 申請

申請書と次の書類を添えて申請してください。

- (1) 見積書の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 交付対象者であることを確認できる書類
- (4) その他市が指定した書類



## 4 交付決定

書類審査の後、市から交付決定通知が送付されます。

### 【注意】

耐震診断を実施するにあたり、必ず書面で契約を行ってください。また、契約は必ず決定通知の日付以降に行ってください。



## 5 診断実施

完了報告期限に間に合うよう業者に依頼し、耐震診断を実施してください。



## 6 完了報告

耐震診断の費用の支払いが済んだら、速やかに完了報告書に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 契約書の写し
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 診断費用の領収書及び明細書の写し



## 7 清算

市から補助金の確定通知が送付された後、防災安全課に請求書を提出してください。指定口座に補助金の振り込みを行います。(約1か月程度時間をいただきます。)